

平成29年度 第2回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律21条第1項による

2. 日 時 平成29年5月10日 午後3時

3. 場 所 ろくじ館会議室

4. 議 題 議案第6号 農地法第3条許可申請書審議

議案第7号 農地法第5条許可申請書審議

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議案第9号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定について

議案第10号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定について

5. その他

6. 出席委員

農業委員

1 番 藤田 日出夫

2 番 島津 和徳

3 番 平井 豪

4 番 福永 浩紀

5 番 野口 清綱

6 番 宮川 安明

8 番 志垣 保博

9 番 井芹 康雄

10 番 佐藤 礼治

11 番 奥村 大助

12 番 五嶋 靖

13 番 岡本 篤幸

14 番 坂本 秀孝

農地利用最適化推進委員

山下 佳人利

井上 良治

田上 安幸

河嶋 隆雄

田上 康則

本郷 博行

山形 學

松本 茂

北林 誠楠

本田 廣正

東 功

7. 欠席委員

8. 議事録署名人

1 番 藤田 日出夫

2 番 島津 和徳

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 岡本 幹春

事務局職員 本田 裕一郎、浅木 友治

会 議

1. 開 会

事務局長 こんにちは。定刻よりも早いですが、全員お揃いなので総会を始めたいと思います。まずは総会の成立要件について申し上げます。本日の出席委員は14名全員でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、今総会は成立することをご報告いたします。それでは、ただいまから平成29年度の第2回、定例農業委員会総会を始めさせていただきます。宮川会長にごあいさつをお願いします。

会 長 それでは皆さん、改めましてこんにちは。

（こんにちは）

いよいよ、苗代、それから田植えに向けて非常に忙しくなってきました今日この頃です。そういう中に、農業委員さん14名全員参加でございます。

また、病気療養中で欠席されておりました〇〇委員にも今回から出席されています。病気療養、長い間お疲れでございました。

そういう中に、会議を開きますけれども、内容を見てみますと多くの懸案、議題が出ております。

また、会議終了後は御案内しておりますように歓送迎会を計画しておりますので、そちらのほうもよろしくをお願いをしたいと思います。

それから、最後の議案では平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定、その他平成29年度の活動（案）などを御提案しておりますので、最後まで慎重な審議をお願いしまして挨拶と代えさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 それではですね、本日は、〇番委員の〇〇委員と〇番委員の〇〇委員をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは議事に入りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則第4条の規程に基づき会長をお願いいたします。

会 長 はい。それでは議事に入ります。審議に入ります。議案第6号「農地法第3条許可申請書審議について」を議題といたします。それでは、説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、資料1ページをお願いいたします。議案第6号、「農地法第3条許可申請書審議について」、農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。平成29年5月10日提出、甲佐町農業委員会会長名でございます。以上です。

会 長 それでは、審議に入りたいと思います。2ページをお願いいたします。

議案第6号の番号1番から4番までは、相手方が同一なので一緒に審議をしたいと思います。〇番委員の〇〇委員から説明をお願いいたします。

○ 番 ○番委員の〇〇です。それでは、説明いたします。議案第6号、農地法第3条許可申請書審議調書、まず1番から。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いをいたします。

事務局 はい。それでは説明いたします。地図につきましては、4ページ、5ページ、6ページに添付しておりますが、前のスクリーンにおいて説明いたします。

画面左上から真ん中下にかけて九州自動車道が走っています。右上から、画面右上から左上にかけて県道〇〇線が走っております。右側に〇〇、〇〇、地図の下に〇〇集落がございます。申請地は〇〇の裏に1筆、県道〇〇より南へ100メートルほどの所に3筆。〇〇集落の東側に3筆。西側に5筆。九州自動車を挟んで〇筆の計15筆と、もう1筆につきましては、〇〇地区になります。画面中央に〇〇集落。真ん中から、真ん中上から左下にかけて九州自動車が通っており、申請地は九州自動車沿いに〇筆あります。場所の説明は以上となります。

会 長 はい。続きまして、〇〇委員から農地の耕作賃借権設定について、農地法上問題がないか説明をお願いいたします。

○ 番 ○番委員の〇〇です。それでは、農地の耕作賃借権設定について農地法上問題がないか説明いたします。今回の案件につきましては、譲渡人である〇〇さんが農業者年金受給のため、〇〇さんである〇〇さんへの耕作賃借権を設定されておりましたが、〇〇さんが病気になられたため、〇〇さんへ相手方を変更するものです。これに伴いまして、番号1、番号2、番号3の相手方も〇〇さんへ変更するものです。

譲受人である〇〇さんは、会社に勤めながら米、麦、大豆の栽培をされている農家です。契約の種類としましては、番号1番から番号3番まで耕作賃借権設定（3年）で、番号4につきましては10年です。移動の理由としましては、譲受人が病気になったため譲受人の変更が必要となったためです。申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明いたします。

①番につきましては、取得する土地に小作契約はありません。

②については、コンバイン、トラクター、田植え機、管理機等を所有しておられ、すべての農地を有効的に利用される計画ですので、問題はないかと思われます。

③につきましては、該当いたしません。

④につきましては、本人の従事日数は100日程度であり取得後の農地を適正に管理することに、なんら問題はないかと思われます。

⑤につきましては、取得前の耕作面積が〇〇平米で下限面積をクリアしています。

⑥については、該当いたしません。

⑦につきましては、問題はないかと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行ってありますので、○番委員の○○委員から説明をお願いいたします。

○ 番 ○番委員の○○です。先月の4月27日に会長、○○委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。今回、申請されている農地は県道○まえる線沿いの○○地区、○○地区にある農地15筆及び○○地区の九州自動車道沿いにある農地○筆の計16筆です。申請者である○○さんは、現在、米、麦、大豆の栽培を行われており、今回の申請地にも米、麦、大豆の作付を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。

会 長 ただいま、○○委員から現地調査の報告。また、○○委員から農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。

(はい)

はい。それでは、採決を行ないます。許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番から4番につきましては、原案どおり許可することと決定をいたします。

続きまして、番号5番につきましては、○番委員の○○委員から説明をお願いいたします。

○ 番 ○番委員の○○です。農地法第3条許可申請書審議調書5について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上、説明を終わります。

会 長 はい。続きまして、申請土地の位置の説明を事務局からお願いいたします。

事務局 はい。それでは説明いたします。地図につきましては、7ページに添付しておりますが前のスクリーンで説明いたします。画面左上から右下に向かって国道○○号線が通っております。右下に○○橋が架かっております。申請地は国道○○号線沿いの○○周辺の3筆となっております。場所の説明は以上となります。

会 長 続きまして○番委員の○○委員から農地法上問題ないか説明をお願いいたします。

○ 番 ○番委員の○○です。それでは、農地の所有権移転(有償)について農地法上問題がないか説明をいたします。譲受人である○○さんは、○○町で認定農業者を取得され○○町の担い手として農業を頑張っておられますし、本町でも農地の受け手として農業を頑張っておられます。今回の申請農地については、譲渡人である○○

さんが相続で農地を取得されましたが、〇〇さんは〇〇県にお住いのため、農地の管理が出来ないということで、現在小作されている〇〇さんに購入依頼をされたため、今回の所有権移転にいたったところです。契約の種類としましては、所有権移転（有償）です。移動の理由としましては経営規模拡大です。申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、コンバイン、田植え機、トラクター、管理機等を所有しており、すべての農地を効率的に利用されると思われるため、問題ないと思われます。

③については、該当いたしません。

④については、本人の従事日数は140日程度となっており、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題はないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が〇〇平方メートルで下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 これも現地調査を行ってありますので、〇番委員の〇〇委員から説明をお願いいたします。

〇 番 〇番委員の〇〇です。先月の4月27日に会長、〇〇委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。今回、申請されている農地は〇〇地区の国道〇〇号線沿いにある農地3筆です。申請者である〇〇さんは、〇〇町で認定農業者を取得されるなど地域の担い手として農業を頑張っておられます。今回の申請される農地には米、麦、大豆の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。

会 長 ただいま〇番委員の〇〇委員による現地調査の報告。それから、〇番委員の〇〇委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。はい、どうぞ。

〇 番 一つだけ。今回の案件は御承知のように有償ですね。

 記載の対価については、場所的にもあそこの道路沿い、国道沿いといいますか、非常にあそこいい所ですね。それで、記載の対価ではあまりにも安いような感じを受けますが。

 これはあくまでも当人の話合いの契約ですからそこまでは介入できないのですが、こういった案件がほかに波及した場合、ちょっと具合が悪いかないかと思いついて。田、畑の価値が、下がるといいますか、なくなるといいますか。

 そういうのが非常にこう、懸念するわけです。だから事務局で、契約についてな

にか聞いておられることがありましたらお願いします。

事務局 よろしいですか。

会 長 はい。どうぞ。

事務局 事務局としましては、申請書を持って来られた時に対価の話をさせていただいたのですけれども。売買につきましては、買われる方は安いほうがいいし逆に売の方は高いほうがいいということでございます。

ただいま、〇〇農業委員さんから説明がありましたように、相続をされて〇〇県におられますので本人も管理がなかなか難しいということで、どうにか処分をしたい。

また、買われる方はちょうどよかったというような感じになられたのかなという思いはします。

確かに、ただ今〇〇委員がおっしゃられますように、農地は農家の皆さんの貴重な財産ですので、ある程度の価格で売買が行われていけば一番いいのですが、なかなか今は農地を取得されるという方が少なく、売りたいと言われる方が非常に増えてきているような状況です。

事務局といたしましては、農業委員さん、あるいは最適化推進委員さんの御協力を受けながら間に入っていただいて、なるべく価格が安くならないように努めながら売買ができるようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

会 長 これは私からも是非、こう、農業委員さん、推進委員さんをお願いですけど、やはりこう、農地の売買案件が発生した場合は、農地は農家の貴重な財産ですので、ある程度の価格で譲られるようにしていきたいと考えています。

ほかにございませんか。

(はい)

はい。それでは、採決を行ないます。許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。番号5番につきましては、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号〇番につきまして、〇番委員の〇〇委員から説明をお願いします。

〇 番 〇番委員の〇〇です。それでは、農地法第3条許可申請書審議調書6番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

- 会 長 はい。申請位置の、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
- 事務局 はい、それでは説明いたします。地図につきましては、８ページに添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、画面中央右側から左側にかけて県道〇〇線があります。中央が〇〇地区、左下は〇〇町になっております。申請地は〇〇町とのちょうど境付近の〇〇の左になります。場所の説明は以上となります。
- 会 長 はい。続きまして、〇〇委員から農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題ないか説明をお願いいたします。
- 〇 番 〇番委員の〇〇です。それでは、今回申請がある所有権移転（有償）について農地法上問題がないか説明をいたします。ラミネートを御覧ください。譲渡人である〇〇さんは、〇〇地区と〇〇町との境で〇〇を運営しながら米、野菜の栽培を頑張っておられます。今回の申請農地につきましては、〇〇の隣接地であるため耕作の利便がよく、また相手方である〇〇さんは〇〇に住んでおられ、圃場まで遠く農地の管理が難しいということで、〇〇さんに購入依頼をされ了承されましたので今回の所有移転となったところです。
- 契約の種類としまして、所有権移転（有償）です。移動の理由としましては経営規模拡大です。申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明いたします。先ほど配りましたラミネートを御覧ください。
- ①については、取得する土地に小作契約はありません。
- ②については、トラクターを所有しており、購入農地を効率的に利用される計画です。ので、問題はないかと思われます。
- ③については、該当しません。
- ④については、本人の従事日数は150日程度となっており、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題がないかと思われます。
- ⑤については、取得後の耕作面積が〇〇平米で下限面積をクリアします。
- ⑥については、該当しません。
- ⑦については、問題ないと思われます。
- 以上、説明を終わります。
- 会 長 はい。これも現地調査を行ってありますので、〇番委員の〇〇委員から説明をお願いいたします。
- 〇 番 〇番委員の〇〇です。先月の４月27日に会長、〇〇委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。今回、申請されている農地は県道〇〇線の〇〇地区と〇〇町の境にあります。この申請農地には、果樹の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。
- 会 長 はい。ただいま、〇〇委員から現地調査の報告。また、〇〇委員から農地法第３条第２項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

(はい)

それでは、採決を行ないます。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号6番については、原案どおり許可することに決定をいたします。

3ページをお願いいたします。それでは、番号7番、8番につきましては関連がありますので一緒に審議をしたいと思います。○番委員の○○委員から説明をお願いいたします。

○ 番 ○番委員の○○です。それでは、番号7、番号8について説明いたします。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上で説明を終わります。

会 長 はい。続きまして、申請土地の位置の説明を事務局からお願いいたします。

事務局 それでは説明いたします。地図につきましては、9ページに添付しておりますが前のスクリーンにおいて説明いたします。画面右下から左上に沿って県道○○線が通っております。中央付近に○○地区、左下に○○が広がっております。申請地は○○線から○○集落へ下って入って所に1筆。そこから○○方面へ集落を抜けて行ったところに1筆になります。場所の説明は以上になります。

会 長 それでは、○○委員から農地の所有権移転（無償）について、農地法上問題がないか説明をお願いいたします。

○ 番 ○番委員の○○です。それでは、今回の申請である所有権移転について農地法上問題ないか説明いたします。今回の申請は、○○さんが昨年の熊本地震で住居が被災されたため、新たに住宅を建設するために○○さんの農地を譲ってもらい、代わりに自分の農地を○○さんへ渡す農地の交換の案件です。契約の種類としましては、所有権移転です。申請された内容を農地法に照らし、問題ないか説明いたします。それでは、ラミネートのほうを見ていただきたいと思います。

①については、取得する土地には小作契約はありません。

②については、○○さん、○○さんともトラクター、管理機等を所有しており、すべての農地を効率的に利用される計画ですので、問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、○○さん、○○さんとも従事日数は90日程度であり取得後の農地を適正に管理することは何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積は○○さんが○○平方メートル、○○さんが○○平方メートルで二人とも下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上で説明を終わります。

会 長 これも現地調査を行っておりますので、〇〇委員より説明をお願いいたします。

〇 番 〇番委員の〇〇です。先月の4月27日に会長、〇〇委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。今回、申請されている農地は、〇〇地区内にある農地で今回の申請農地には、〇〇さんは米、〇〇さんは野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。

会 長 ただいま、〇〇委員から現地調査の報告。また、〇〇委員から農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。はい。〇番〇〇委員。

〇 番 これは土地の交換ということとの説明ですけれども、一応、面積、普通交換の場合には面積の多い人か、価値として一緒とか、そういうことでたいがい納得されると思うんですけど、この場合、見えているところだけでいうとちょっと倍近く面積の差があるというので、なにかその辺の事情御存じならば。

事務局 事務局から説明をさせていただきます。今、〇〇委員さんがおっしゃられますように、〇〇さんの面積が〇〇㎡というふうになっておりますけれども、これは農地として〇〇さんが取得される分が〇〇㎡。あと残りの〇〇平米につきましては、後で出てきますけれども、5条申請で宅地にする部分が〇〇平米ということで、合わせると〇〇平米となります。このため、今度〇〇さんと〇〇さんが交換されられます面積の差につきましては〇平米ぐらいとなり、若干違うぐらいでほぼ一緒ということで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

〇 番 よろしいですか。

会 長 はい。〇番委員

〇 番 今の件ですけれど、説明を書いてももらっていただければすぐに分かるのですが。

これでは、分からないので。

事務局にお願いしたいのですが、補足かなにか説明を載せてもらえれば一目見て分かりますので、お願いします。

事務局 はい。わかりました。今後からは、そういうふうにします。

会 長 ほかにございませんか。なければ採決を行いたいと思います。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号7番、8番につきましては、原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号9番、10番につきましても関連がありますので一緒に審議をし

たいと思います。それでは、○番委員の○○委員から説明をお願いいたします。

○ 番 ○番委員の○○です。それでは9番と10番について説明いたします。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。

会 長 はい。それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いいたします。

事務局 はい。それでは説明いたします。地図につきましては、10ページに添付しておりますが、前のスクリーンにおいて説明いたします。まず、画面中央下側から中央左上側にかけて○○川が流れております。中央に○○集落がございます。申請地はこちらの○○川の堤防沿いを○○集落に向かいまして、集落へ入る所に5筆ございます。場所の説明は以上となります。

会 長 続きまして、○○委員から農地法上問題ないか説明をお願いいたします。

○ 番 はい。それでは、今回の申請である農地の所有権移転（有償）について農地法上問題がないか説明いたします。で、今回の申請は、譲渡人である○○さんが高齢で農地の管理が難しくなったため、相手方である○○さん、○○さんに購入を依頼され、合意が得られたため、今回の申請となった案件であります。契約の種類としましては、有償の所有権移転です。申請された土地の内容を農地法に照らし、問題がないか説明いたします。

①番につきましては、取得する土地に小作契約はありません。

②については、○○さんはトラクター、管理機。また、○○さんはトラクター、田植え機を所有しておられ、すべての農地を有効的に利用される計画ですので、問題はないかと思われます。

③につきましては、該当いたしません。

④につきましては、○○さんの従事日数は120日程度、○○さんの従事日数は210日程度であり取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題はないかと思われます。

⑤につきましては、取得後の耕作面積は○○さんが○○平米、○○さんが○○平米で二人とも下限面積をクリアしております。

⑥については、該当いたしません。

⑦については、問題はないかと思われます。

以上です。

会 長 これも現地調査を行ってありますので、○番委員の○○委員から説明をお願いいたします。

○ 番 ○番委員の○○です。先月の4月の27日に会長、○○委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。今回、申請されている農地は○○地区内にある農地で今回の申

請農地には、〇〇さん、〇〇さんとも野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。以上です。

会 長 　　ただいま、〇〇委員から現地調査の報告。また、〇〇委員から、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。

（はい）

それでは、採決を行ないます。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。番号9番、10番につきましては、原案どおり許可することに決定をいたします。

会 長 　　続きまして、議案第7号「農地法第5条許可申請書審議」について を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局長 　　11ページをお願いいたします。議案第7号、「農地法第5条許可申請書審議について」、農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。平成29年5月10日提出、甲佐町農業委員会会長名でございます。以上です。

会 長 　　ありがとうございました。それでは、12ページをお願いいたします。議案第7号、「農地法第5条許可申請書審議調書」の番号1番について、〇番委員の〇〇委員から説明をお願いいたします。

〇 番 　　〇番委員の〇〇です。それでは、議案第3号農地法5条の規定による、許可申請審議調書番号1について説明いたします。

（申請人・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由契約の種類を讀上げ）
以上です。

会 長 　　事務局から申請地の位置の説明をお願いいたします。

事務局 　　それでは説明いたします。地図につきましては、13ページに添付しておりますが、前のスクリーンにおいて説明いたします。まず、画面中央下を左側から右側にかけて県道〇〇線が通っております。左下から右上にかけて、〇〇川が通っております。〇〇川より上が〇〇集落。下が〇〇集落となっております。申請地は〇〇集落の左の〇〇となります。場所の説明については以上になります。

会 長 　　続きまして、転用の申請に係る可否の判定について、〇番委員の〇〇委員から説明をお願いいたします。

〇 番 　　〇番の〇〇です。今回の申請は、申請者である〇〇さんが〇〇で行われる伝統行事である〇〇や年間の最大行事である〇〇の駐車場として整備するために転用するものです。現在は、普段の行事のための駐車場は若干整備されていますが、〇〇される方が多数の場合には支障をきたしているところです。このため、〇〇さんが駐車場として整備し、〇〇に貸し

付けるために転用するものです。転用申請にかかる可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明をいたします。お手元のラミネートの資料を御覧ください。

① につきましては、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、中山間地域にある生産性の低い農地です。このため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③については、経費の見積書、資金計画、地元区長からの同意も得られており、事業の実現性についても問題ないと思われます。

④については、造成計画ではなく敷均し程度であるため、隣接する農地に支障を及ぼす恐れなど、営農条件に支障を生じる恐れがありません。

⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上でございます。

会 長 これも現地調査を行ってありますので、○番委員の○○委員から説明をお願いいたします。

○ 番 ○番の○○です。先月の4月27日に会長、○○委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は、○○集落にある農業公共投資も行われていない生産性の低い農地です。また、今回の転用申請は駐車場として利用するもので、造成計画もなく土砂の流失、崩壊など隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、○○委員から現地調査の報告。また、○○委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。
(はい)

ないようですので、当農業委員会としましては「許可相当」の意見を付けて県に送付したいというふうに思います。

続きまして、番号2番について、○番委員の○○委員から説明をお願いいたします。

○ 番 ○番委員の○○です。農地法第5条許可申請書審議調書2番について説明いたします。

(申請人・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由契約の種類を讀上げ)

以上、説明を終わります。

会 長 事務局から申請地の位置の説明をお願いいたします。

事務局 それでは説明いたします。地図につきましては、14ページに添付していますが、前のスクリーンにおいて説明いたします。まず、画面中央を下から上へ国道○○号線が通っております。右側に○○集落があります。申請地については国道○○号線

から〇〇集落へ向かった所の〇〇公民館の裏手にございます。場所の説明は以上となります。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、〇〇委員から説明をお願いいたします。

〇 番 〇番委員の〇〇です。それでは説明します。今回の申請は、〇〇町で土木建築業を営んでおられる〇〇さんが現在の資材置き場が手狭になったため、今回の申請地を購入し、資材置き場として転用するものです。転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明いたします。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判定を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、早川集落内にある生産性の低い農地です。このため、農地法第6条第2項の第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のため、代わる土地はありません。

③については、経費の見積書、資金計画、地元区長からの同意も得られており、事業の実現性についても問題ないと思われます。

④については、造成計画はなく、敷均し程度であるため隣接する農地に支障を及ぼす恐れなど、営農条件に支障を生じる恐れはありません。

⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 これも現地調査を行ってありますので、〇番委員の〇〇委員から説明をお願いいたします。

〇 番 〇番委員の〇〇です。先月の4月27日に会長、〇〇委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は、〇〇集落内にある生産性の低い農地にあるため、農地区分としては第2種農地に該当すると思われます。また、今回の転用申請に係る資材置き場への転用は、造成はなく、現状の敷地高にて整地する計画であるため、土砂の流失・崩壊など隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。以上です。

会 長 ただいま、〇〇委員から現地調査の報告。また、〇〇委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないという説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。

(はい)

ないようですので、当農業委員会としましては、「許可相当」という意見を付けて県に送付をいたします。

続きまして、番号3番を議題とします。〇番委員の〇〇委員から説明をお願いい

たします。

- 番 ○番委員の〇〇です。それでは、番号3について説明いたします。
(申請人・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由契約の種類を讀上げ)
以上で説明を終わります。

会 長 それでは、事務局から申請地の位置の説明をお願いいたします。

事務局 それでは説明いたします。地図につきましては、15ページに添付していますが、
前のスクリーンのほうで御説明いたします。まず、画面右下から中央上にかけて県
道〇〇線が通っております。画面中央に〇〇集落があります。申請地は県道〇〇線
から〇〇集落へ向かう入り口の1筆となります。場所の説明は以上となります。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、〇〇委員より説明をお願いい
たします。

- 番 ○番委員の〇〇です。それでは説明いたします。今回の申請は、昨年の熊本地震
で住んでおられた住居が被災されたため、新たな住宅が必要ということで個人住宅
用地として転用するものです。転用申請に係る可否の判定として、申請された内容
を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネート
の資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、
土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業の施工区域内にある農地に該
当するため、農地の転用の制限である農地法第4条第6項の第1号のロに該当し
ます。この農地法第4条第6項の第1号のロに該当する農地の転用は原則できま
せんが、今回の申請目的が集落内に居住する者の住宅であるため例外的に許可す
ることが可能と思われます。許可の要件としましては、運用規定第2の1の(1)
のイの(イ)のCの(e)の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居
住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの
に該当すると思われます。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③については、経費の見積書、資金計画、地元区長からの同意も得られており、事
業の実現性について問題ないと思われます。

④については、造成計画はありますが、敷地高並みの程度であるため隣接する農地
に支障を及ぼす恐れなど、営農条件に支障を生じる恐れはありません。

⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上で説明を終わります。

会 長 これも現地調査を行ってありますので、○番委員の〇〇委員から説明をお願いい
たします。

- 番 ○番委員の〇〇です。先月の4月27日に会長、〇〇委員、事務局と一緒に現地調査

を行いました。申請地は、世持集落にある農地で土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業の施工区域内にある農地に該当するため、農地区分としては第1種農地に該当すると思われます。また、今回の転用申請に係る個人住宅への転用は、造成計画はありますが現状の敷地高にて整地する計画であるため、土砂の流失、崩壊など隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、〇〇委員から現地調査の報告。また、〇〇委員から転用申請にかかる可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

 発言がないようですので、当農業委員会としましては「許可相当」という意見を付けて県のほうへ送付したいと思います。

 続きまして、番号4番について、〇番委員の〇〇委員から説明をお願いいたします。

〇 番 〇番委員の〇〇です。それでは、農地法第5条許可申請書審議調書、番号4について説明いたします。

 （申請人・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由契約の種類を読上げ）
 以上です。

会 長 事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。地図につきましては、16ページに添付していますが、前のスクリーンのほうで説明します。まず、画面中央左から右にかけて県道〇〇線が通っております。画面左下から左上にかけては県道〇〇線が通っております。

 申請地は県道〇〇線を〇〇地区方面に向かいました右手にあります「〇〇の住宅」の東側の土地になります。場所の説明は以上となります。

会 長 はい。続きまして、転用申請に係る可否の判定について、〇〇委員から説明をお願いいたします。

〇 番 〇番委員の〇〇です。それでは、説明いたします。今回の申請は、昨年の熊本地震により住んでいた住宅が被災したため新たな住宅用地が必要ということで、今回の申請地を購入し、個人住宅として転用するものです。転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートを御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありませんので、農地の状況としては、県道〇〇線沿いの〇〇の東側にある生産性の低い農地です。このため、農地法第4条2項の第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③については、経費の見積書、資金計画、地元区長からの同意も得られており、事業の実現性についても問題ないかと思われます。

④については、造成計画はなく、敷均し程度であるため隣接する農地に支障を及ぼす恐れなど、営農条件に支障を生じる恐れはありません。

⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上で説明を終わります。

会 長 これも現地調査を行ってありますので、〇〇委員より説明をお願いいたします。

〇 番 〇番委員の〇〇です。先月の4月27日に会長、〇〇委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は、〇〇集落に入る手前の〇〇の東側にある生産性の低い農地にあるため、農地区分としては第2種農地に該当すると思われます。また、今回の転用申請に係る〇〇への転用は、造成はなく、現状の敷地高にて整地する計画であるため、土砂の流失、崩壊など隣接する農地の農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。以上です。

会 長 ただいま〇〇委員から現地調査の報告。また、〇〇委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号に該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。なにか発言のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。
(はい)

はい。ないようですので、当農業委員会としましては、「許可相当」の意見を付けて県に送付をいたします。

続きまして、番号5番について、〇番委員の〇〇委員から説明をお願いいたします。

〇 番 〇番委員の〇〇です。では、審議調書の5番目について説明をいたします。

(申請人・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由契約の種類を讀上げ)

以上です。

会 長 申請地の位置の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 それでは説明いたします。地図につきましては、17ページに添付していますが、前のスクリーンのほうで御説明いたします。まず、画面右上から左上にかけて県道〇〇線が通っております。左側は〇〇町になります。また、画面中央下側には〇〇集落、画面右下には〇〇川が流れております。申請地は〇〇川の堤防沿いを〇〇集落に向けて入り口の2筆となります。場所の説明は以上となります。

会 長 はい。それでは、転用申請に係る可否の判定について、〇〇委員より説明をお願いいたします。

〇 番 それでは説明いたします。今回の申請は、〇〇集落内に住んでおられる〇〇さんが個人住宅用地として転用するものです。申請の目的としましては、現在申請者である〇〇さんは〇〇さん、〇〇さんと住んでおられますが、〇〇さんが結婚されるのを機会に現在の住居を〇〇さんへ譲り、新たに〇〇さんと同じ居るために、個人住宅用地として転用するものです。転用申請に係る可否の判定として、申請された

内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明いたします。それでは、お手元のラミネートの資料の可否の判断を御覧ください。

①番につきましては、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の地域内にある農地であるため、農地の転用の制限である農地法第4条第6項の第1号のロに該当いたします。この農地法第4条第6項の第1号ロに該当する農地の転用は原則としてできませんが、今回の申請目的が集落内ある住居を居住する者の住宅であるため例外的に許可することが可能と思われます。許可の要件としましては、運用規定第2の1の(1)のイの(イ)のCの(e)の住宅のその他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続し、設置されるものに該当すると思われます。

②につきましては、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③につきましては、経費の見積書、資金計画、地元区長からの同意も得られており、事業の実現性についても問題はないと思われます。

④につきましては、造成計画はなく、敷均し程度であるため隣接する農地に支障を及ぼす恐れがない。営農条件に支障を生じる恐れはありません。

⑤につきましては、今回の申請は仮設工作物ではないので該当いたしません以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行ってありますので、〇〇委員から説明をお願いいたします。

〇 番 〇番委員の〇〇です。先月の4月27日に会長、〇〇委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は、〇〇集落内にある農地でおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域に接続するため、農地区分としては第1種農地に該当するものと思われます。また、今回の転用申請に係る個人住宅への転用は、造成計画もなく、現状の敷地高にて整地する計画であるため、土砂の流失・崩壊など隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 ただいま〇〇委員から現地調査の報告。また、〇〇委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。

(はい)

発言がないようですので、当農業委員会としましては「許可相当」の意見を付けて県に送付したいと思います。

続きまして、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」を議題といたします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 18ページをお願いいたします。議案第8号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1

項の規定による決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について別紙のとおり諮問があったので、意見の決定を求めるものでございます。平成29年5月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。19ページをお願いいたします。町長からの諮問でございます。甲農第200号、平成29年4月26日付け、甲佐町農業委員会会長宛て、甲佐町長奥名克美。「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」(諮問)ということで、農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。というものでございます。次のページ、20ページをお願いいたします。「農用地利用集積計画総括表、平成29年度第2回」でございます。まずは、農地利用集積計画の総括表でございます。今回の利用権の設定につきましては、賃借権の再設定はございません。賃借権の新規、5年の田が4筆の2,499平方メートル、10年の田が20筆で11,513平方メートル。合計といたしまして、田の24筆で14,012平方メートルとなっております。使用賃借権につきましては、今回はありませんので今回の利用権設定の合計としましては、田の24筆、14,012平方メートルとなります。そのほか、所有権移転の畑が1筆2,799平方メートルとなっております。委員の皆さまに審議していただきますのは、新規の案件となります。詳細については、事務局のほうから説明をいたします。以上です。

会 長 それでは、21ページをお願いいたします。「農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画」の番号1番について を審議したいと思いますが、この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条の参与の制限があり、「委員会の委員、また委員は、自己または同居の親族もしくは、その配偶者に関する事項について審議に参与することができない。」とあります。この案件の相手方は最適化推進委員の〇〇さんですので、このため、〇〇さんは審議が終わるまで退席をお願いいたします。

(〇〇委員の退席確認後)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは説明をいたします。議案第8号農業経営基盤強化促進法の規定による農地の利用集積計画、番号1について説明をいたします。この案件につきましては、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りになります。それでは、説明をいたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借の開始、終了・貸付年数・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

で、以上で説明を終わります。次に、申請位置の説明につきましては〇〇のほうから説明をいたします。

事務局 申請地の位置の説明をいたします。地図につきましては、23ページに添付しておりますが、前のスクリーンにおいて説明いたします。まず、画面中央右側から左上にかけて〇〇川が流れております。中央には〇〇橋が架かっております。申請地につきましては、〇〇橋を渡りまして堤防沿いに、県道〇〇線を堤防沿いに行きました所に2筆、と、この〇〇を〇〇線に行きまして左側に2筆の計4筆あります。位置の説明は以上となります。

事務局 続きまして、譲受人の説明を申し上げます。番号1の譲受人である〇〇、代表者が〇〇さんですけども、認定農業者を受けておられて、〇〇集落の中心経営体として農業を頑張っておられます。主たる営農の内容は米、麦、大豆を栽培されておられます。で、今回の申請地につきましても、米、麦、大豆の計画されており、集積後は効率よく利用できるものと思われまいます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま事務局から番号1番についての説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。

(はい)

はい。それでは原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号1番については原案どおり承認をいたします。〇〇委員の入室を認めます。

(〇〇委員の入室確認後)

続きまして、番号2番から7番までは相手方が同一ですので、一緒に審議をしたと思います。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、番号2から7について御説明を申し上げます。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借の開始、終了・貸付年数・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上でございます。

次に、申請位置の説明につきまして説明をいたします。

事務局 申請地の位置の説明をいたします。地図につきましては、24ページに添付しておりますが、前のスクリーンにおいて説明いたします。画面右上から左上にかけて国道〇〇号線が通っております。画面中央にかけて県道〇〇線が通っており画面中央下側に〇〇集落が広がっております。申請地につきましては〇〇集落内に5筆。〇〇集落の左側に5筆。それから、〇〇集落側から国道〇〇号線側に向かって行きました所に9筆の計19筆となります。場所の説明は以上となります。

事務局 次に譲受人の状況について説明を申し上げます。番号2から番号7番までの相手方(譲受人)である〇〇さんは、認定農業者で〇〇地区の「人・農地プラン」にも位置付けられ、集落の中心経営体として農業を頑張っておられます。主たる営農内

容は、米、麦、大豆の栽培をされています。今回の申請地につきましても、米、麦、大豆の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 ただいま、事務局から番号2番から7番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。

（はい）

はい。それでは原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号2番から7番までは原案どおり承認をいたします。

続きまして、22ページをお願いいたします。それでは、番号8番について説明を事務局からお願いいたします。

事務局 それでは説明をいたします。議案第8号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」番号8について。

この案件につきましては、農地中間管理機構の特例事業ということで農業公社を活用した農業経営基盤強化法に基づく農地の売買になります。

今回、所有権を有する〇〇さんの農地を熊本県農業公社が一旦購入し、その後農地を取得したい方を農業公社が募集して、要件に見合った農業者へ売り渡すという仕組みになります。それでは、8番を説明いたします。

（所有権を移転する者、申請土地の状況・契約の相手方、単価、対価、契約の種類）場所の説明については、浅木のほうから説明を申し上げます。

事務局 それでは場所の説明をいたします。地図につきましては、25ページに添付しておりますが、前のスクリーンにおいて説明いたします。

画面中央に県道〇〇線が通っており、上側には〇〇集落、中央下側には〇〇集落があります。申請地は〇〇集落から左側に200メートルほど行った位置になります。場所の説明は以上となります。

会 長 ただいま事務局から番号8番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。質問もないようですので、それでは原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。それでは、原案どおり承認をいたします。

続きまして、議案第9号、「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についての（案）の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 26ページをお願いいたします。議案第9号、「平成28年度の目標及びその達成に向

けた活動の点検・評価（案）の決定について」、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定について意見の決定を求めるものでございます。
平成29年5月10日提出、甲佐町農業委員会会長名でございます。以上です。

会 長 それでは、議案第9号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは説明を申し上げます。まず27ページのほうですけれども、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価ということで、年度当初、計画、活動の計画を立てて年度が終わった4月、あるいは5月か6月までにその点検・評価をするようにということになっておりますので、今回の5月の定例会で皆さまにお示しをさせていただいているところでございます。

これにつきましては、農地等の利用の最適化の推進ということで、昨年度から農業委員さんを任命、また、農地利用最適化推進委員さんを委嘱して、農地利用の最適化の推進を図っているところでございます。

まず、農業委員会の現状と、状況ということで概要の説明を申し上げます。

耕地面積が1,519ヘクタールということで、田・畑はここに書いてあるとおりです。

経営面積としては、現在、1,240ヘクタールということで耕作が行われています。

遊休農地、これは1号遊休農地、2号遊休農地がありますけれども、甲佐町の遊休農地は283ヘクタールということで、だいたい20%近いところが遊休農地となっているところでございます。

次に、農家数としましては695戸で、販売を目的とした農家が660戸、自給的農家が35戸ということでございます。

農業者の就業者数につきましては、884人というふうになっております。

これについては農林業センサスで基づいて記入しておりますので、皆さんが思っているのと違うところがあるのかもしれませんが、甲佐町の農林業センサスから出した数字としてはこれだけということでございます。

それと、認定農業者が90ということでございます。

甲佐町では、昨年度から新しい農業委員会制度に基づき活動を行っていますが、県内では今年から来年にかけて新しく農業委員会の体制が整うということになります。

次に、「担い手の農地の利用集積の集約化」ということで先ほど説明をいたしましたけれども、管内の農地面積が1,240ヘクタールで、平成28年の4月現在ですけれども、集積面積が559ヘクタールということで、集積率としては45.1%ということでございます。

次に、課題といたしましてどういうことが挙げられるかということで、事務局で考えてみましたけれども、担い手と言われる農業者の高齢化、あるいは農業収入の

伸び悩み等もあってなかなか農地の集積が進んでいないというような状況でございます。

平成28年度の目標及び実績ということで、その中でも28年度では集積計画を72ヘクタール程度としています。これについては、先ほど冒頭で申し上げましたけども、農地利用の最適化の推進に関する指針ということで、昨年度、皆さま方にお示しをしましたけれども、これから5年間で集積率を甲佐町の農地の8割を目指す、これは国が決めておりますので、8割になるための目標面積を設定すると、だいたい年間72ヘクタールぐらいということになります。

この目標面積が72ヘクタールで、実際集積できたのは51ヘクタールということで、達成状況としては70%ということでした。

本来なら100%までいかないといけないのですが、言い訳にはなりますが、昨年度においては地震の影響、あるいは6月の大雨・暴風・集中豪雨がありましたので、そういうところもあって、できなかった部分もありました。

それから最適化推進委員さん、農業委員さんは8月から10月ぐらいにかけて農地利用調査のお願いをしておりましたので、集積のほうにまでは手が回らなかったというところでございます。

次に、3番目の「目標の達成に向けた活動」ということで、活動計画としては、今、申し上げましたように農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんとで農地利用最適化推進チームを組織し、農地の利用状況調査を行っていただきました。

利用されていない農地については、土地所有者の意向を尊重しながら農業経営基盤強化促進法や農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積が図れるよう推進を行うと計画をしておりましたが、実際はできていないところでございます。

それと活動実績といたしましては、今、町のほうで地域が抱えている問題等を検討する「人・農地プラン」が10月から11月にかけて開催されていますが、これに、農業委員さん、最適化推進さんに参加していただいています。

これが活動実績というところでございます。

次に、4番目の「目標及び活動に対する評価」ということで、まず目標に対する評価については概ね妥当と判断するとしています。

活動に対する評価につきましては、概ね妥当と判断するとしています。

次に、「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」につきましては、新規参入の状況としてはこの過去3年間で比較ということで、25年度では3経営体、26年度では3経営体、27年度においては営農組合が法人化をしましたので新しい経営体として六つの農事組合法人が参加したということで、6経営体でございます。

農地面積は、25年に参入された農地面積が2ヘクタール、26年度が1.2と、27年度

が9ヘクタールということで、いずれにしてもまだまだ参入される方の面積というのは少ないというようなことでございます。

課題といたしましては農業の根幹である米の価格が混沌としているというのと合わせて、他の農作物の価格も伸び悩み傾向であり、農業に就業する意欲の減退にも繋がっているのではないかというふうに事務局では捉えているところです。

2番目の「28年度の目標及び実績」ということで、目標については参入目標を4経営体（個人が2、法人が2）ということにしておりましたが、実績といたしましては、2経営体ということで、個人が1、法人が1。

これは新規就農者が1名、それと法人につきましては農事組合法人が関与したから参入されたということで、達成状況からすると半分、目標は4としておりましたが、半分の25ということで50%達成したのかなということでございます。

参入された方の面積については、目標面積を14ヘクタールに設定しておりましたが、実際には2.3ヘクタールということで16%しか達成率がなっていないということでございます。

その目標の達成に向けた活動としまして計画としましては、上益城地域振興局や農協等と連携をし、新規に農業を始める情報の収集に努めるとともに農地利用最適化推進委員の皆さんと地域の活動とか皆さんの地域の活動として新規参入者の確保に努めるということに目標をしておりましたが、活動実績としては先ほど少し申し上げましたが、地震や集中豪雨により農地の被害が多数発生しており、新規就農者への働きかけはできていないというところでございます。

目標に対する評価としては、目標につきましてはおおむね妥当じゃないかと考えております。

活動に対する評価としては、今、説明をいたしましたけれども、やはり豪雨・地震等もありましたけれども、活動実績が上がっていない状況でございます。

次の30ページが「遊休農地に関する措置に関する評価」ですけれども、先ほどから説明しておりますが、管内の農地面積が1,240、遊休農地が283ということで、率として22.8%というところでございます。

課題としては、やはり中山間地域と言われるところに位置する畑地が収益や労働力不足により遊休化しているというような状況でございます。

28年度の目標の達成ということで、これについては解消目標を56ヘクタールということにしておりましたが、これにつきましても5年間で国は遊休農地を0にするということでございますので、それを割るとだいたい56ぐらいになるのかなということで目標を定めていましたが、実際は全然解消はできていないというところでございます。

これについては、今後皆さんと協議をしていく必要があるかと思っておりますけれども、

やはり遊休農地を解消するというのは、非常に難しい問題でもあります。

2号遊休農地ぐらいでしたら解消はできるかもしれませんが、1号遊休農地ともなると、もう山のような状況となっています。

今後においては、非農地化というのも視野に入れたところでないと解消は難しいのかなと考えていますが、しかし非農地化というのは非常に難しいところがありまして、農振農用地の区域に入っていない部分についてはいいのですけれども、それと山から繋がっていいんですけれども、ぽつ、ぽつと非農地化というのは、ちょっとこうできないような状況でもございます。

これについては、皆さん方に検討していただく必要があるかと思っておりますけれども、本年度から少しずつではあります、非農地化の取組をして行くならというような考えを持っているところでございます。

「目標の達成に向けた活動」については、活動計画としては調査員数というのが25名、これは農業委員さん、最適化推進委員さんを合わせると25人。

調査実施時期につきましては、先ほど申し上げましたけれども、8月から10月に行うという計画をしております。

また、調査結果の取りまとめとしましては11月から12月として、調査方法としては今、申し上げておりますように農業委員さんと最適化推進委員さんが連携して1筆ずつ現地調査を行うということで計画をしております。

意向調査については、その結果をまとめてから11月から3月までにしようと考えていたところでございます。

実績といたしましては、委員さんの活動として25名で実施しましたけれども、活動時期が少しずれて9月から11月までしていただいたところでございます。と、調査結果も少し遅くなって1月から3月までに取りまとめたということで、その利用の意向調査というのは○になっておりますけれども、これは実際できていないというところでございます。で、その4番目の「目標及び活動に対する評価」ということで、その目標についてはおおむね妥当じゃないかなというふうに考えているところでございます。と、活動については先ほども説明いたしましたけれども、震災等の影響もありまして、状況調査はできましたけれども、意向調査はできていない。で、今後については意向調査を進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。すみません。ちょっと早口になりますけれども、ちょっとまだ後がありますので、次の31ページをお願いしたいと思います。それと、「違反転用への適正な対応」ということでございます。で、現状の課題ということでございますけれども、で、管内の耕地面積は先ほどから申し上げておりますとおり、1,240でございます。それと違反転用についてはだいたい2ヘクタールぐらいかなというところでございます。と、課題としては、違反転用については事業完了後に現状回復させるというのは非常に難しいので、早期の把握に努める必要があるが、なかなかこう人員が不足しているため、なかなかそういうところが課題じゃないかというところでございます。と、平成28年度

の実績としては上がっていないというところでございます。で、活動計画及び評価ですけれども、活動計画については農業委員さん、最適化推進委員さんが連携して8月に農地パトロールを実施するということにしておりましたけれども、昨年度においては活動実績としてはできていないというような状況でございます。その代わりといたしましては、そういう違反転用の通報があった場合については、事務局でも対応しておりますけれども、農業委員さんのほうでも対応していただいた農業委員さんもいらっしゃいます。で、評価といたしましては、農業委員会全体の活動は実施できていないため好評価できないが、個別に対応ができたので一定の評価はできるのではないかとということでございます。で、近年地震等が起きて、やっぱりこう、墓等が非常にこう被災をしておりますので、やはりなかなか目の届かない所については墓の設置が非常にあるというふうに事務局では把握をしているところでございます。それと、現地調査の時に委員の皆さんに回っていただいて、墓に入る所の道路について再三来ていただくように連絡をして、1回は来ていただいたんですけれども、そこがちょっと農振から除外する人がありましたので、そちらのほうから連絡をして、そちらのほうしてくださいと言いましたけれども、なかなかこう、農振除外が進まずに現状としてはもうできあがっているというようなところでございます。と、32ページですけれども、「農地法によりその権限に属された事務に関する点検」ということでございますけれども、3条申請については●件を表示するとしたら20件ということでございます。で、事実関係の確認として実施状況としては申請者の審査及び現地調査の実施を、現地の確認の実施をしていますということで、是正措置としては特には考えておりません。で、総会での審議については実施状況としては担当委員から申請内容について農地法に基づく申請で許可相当か否かについて説明をしていただいて、その後、現地調査した委員さんから現地報告をして皆さんに審議していただいて決めて審議しているということで、これについても是正措置についてはなにも考えていないというところでございます。と、申請者への審議結果についての通知ということでございますけれども、実施状況といたしましては今、20件ということで説明をしております。で、是正措置についても、これはありません。と、審議結果等の公表ということでございますけれども、実施状況といたしましては審議内容を議事録には記載していますけれども、公表はしていないため、今後についてはインターネット等に載せるように交渉していこうかなというふうに考えているところでございます。で、処理については、だいたい標準処理期間が申請受理から20日間ということで、申請処理期間を20日間ということに決めてます。それと、「農地転用に関する事務」ということで、これについては昨年が29件ということで、事実関係の確認といたしましては、実施状況としては申請書類の審査及び現地確認。で、是正としても考えていません。「総会等での審議」についても、先ほどとだいたい一緒ですけれども、担当委員から申請内容について農地法に照らし許可相当か否かについて説明をしていただいて、その後、現地調査を報告した委員さんから現地調査報告の結果を受けて審査をしていただいているというところでございます。で、「審議結果等の公表」については、実施状況としては審議内容を議事録には記載していますけれども、公表はしていないため、今後についてはインターネットに載せるよう進めて行こうというふうにしてい

るところでございます。で、これにつきましても、処理については20日以内に処理をしていくというところでございます。それと、33ページですけれども、で、「農地所有適格化法人からの報告への対応」ということで、管内の農地所有適格法人については17法人で、申請者もだいたい●●されているということでございます。その中で農事組合法人が八つ、と、株式でされているのが九つというような内訳になっているところでございます。で、農地所有適格法人の状況についてということですが、これについては農地所有適格法人化の報告及び実績、実施調査の実施をまた進めて行くというふうに考えているところでございます。それと、「情報の提供等」についてですけれども、賃借料の情報の調査、あるいは提供ということでございますけれども、実施状況としては調査対象賃借件数が100件ということで、だいたい28年、昨年の6月、今年も6月頃までには公表したいということで、情報の提供方法としては、集落での小組合間での回覧をしようかなというふうに考えているところでございます。で、今後については回覧だけではなかなか回っていないというふうなことがありますので、町の広報誌、あるいはホームページの活用も考えていかなければならないのかなと思います。と、農地の権利移譲等の状況把握ということでございますけれども、実施状況としましては、183件ということで、だいたい年度末の3月にまとめているところでございます。で、状況の実施状況としては町掲示板で公表していると。で、今後についてはやっぱり先ほども申し上げましたように、広報誌やホームページの活用をして、その報告をしていこうと。と、農地台帳の整備ということで、農地台帳の整備の対象面積としては1,240ヘクタールということで、定期的な許可申請により整理をしていますということでございます。ただ、公表はしておりません。で、是正措置については、死亡・相続など農地の移動を素早く把握しながら台帳の整備を図っていく必要があるのかなと思います。それと、34ページですけれども、地域農業者等からの意見を網羅するようということでございますけれども、これについては要望や検討については別段あっておりません。で、事務の実施状況の公表等ということで、今回も総会等の議事録の公表、これは県のほうから指導も受けておりますけれども、今、ホームページに公表しておりませんので、今年は絶対載せたいなというふうに考えているところでございます。ちょっとこう、早口になりましたけれども、28年度の●●●●会については以上でございます。皆さん方からいろいろ御意見を賜りたいと思います。

会 長 はい。ありがとうございました。今、事務局のほうから「28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」についての説明がありました。ここで何か質問があればお受けいたしますが。私たち農業委員会、また農業委員、それからまた最適化推進委員さんにつきましてはですね、先ほどからこう、お話がありますように法律の改正によりまして昨年、28年度から新しい体制で業務を行っているわけでございます。その活動内容につきましては、今、●●のほうから説明がありましたように、担い手の農地の利用集積、それから集約化ですね。それとまた新たにこう農業経営をされる人の新規参入、それから遊休農地に関する措置、違反転用を適正に対応するというような業務が責任としてこう、与えられているわけでございます。

私もですね、この活動をなんとか実りあるものにしたいというふうに考えておりますが、何度も申しますけど結局昨年は4月の地震、それから6月の大雨等によりましてなかなかこう思うような活動ができなかった一年だったというふうに思っております。今後はですね、本町農業委員会としましても、今、申しましたような活動をしてですね、その情報がもらえるようにしっかりとしたこう活動をしていきたいというふうに考えておりますのでですね、活動については何かこういうことをしたらいいんじゃないかというような意見がありましたら是非、この場でお聞かせ願えればなというふうに思っております。皆さまからの御意見を事務局の方とですね、話し合いながら。今、申しますように活動指針にしたいというふうに考えております。基本目標として何か。

● 一つだけよかですか。

会 長 はい。

● 29ページですね。「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」と、この課題になりますが。この課題のところに2ページで取りまとめて書いておられますけど、正直厳しい書き方だなと私思うんですね。私も、なぜ伸び悩むのかと。そうすると国の政策に若干問題があると思うんですね。若者が参入する、されるような魅力のある農業て言いますかね、そういうあれを出してもらわないとなかなか新規参入のあれは今後農業にはついてこない。現在、いろいろ新聞あるいはテレビ等で言われておりますが、逆に都会から農業に対する魅力といいますかね、あれを感じる人がおって、逆に田舎のほうに行ってそういう暮らし方をして満足するというようなこともありますので、若干、今後変わってくるかなと思いますが、なにせ今のところでは、なかなかの若い人がそれに託すだけの国の政策、それに対する農業の魅力はあまりないのかなというふうに私は理解をしておりますので。その付近をもう少し国もですね、あるいは県もですね、どうせすんなら両方を挙げていったらいいんじゃないかというふうにはないとは思っております。以上です。

会 長 はい。貴重な意見をありがとうございました。ほかにはございませんか。意見がなければ議案第9号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定について」賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい。全員賛成と認めます。それでは原案どおり承認をいたします。（案）を消していただきたいというふうに思います。

続きまして、「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい。資料35ページをお願いいたします。議案第10号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定について」、平成29年度の目標及びその達成に向

けた活動の計画（案）の決定について意見の決定を求めるものでございます。平成29年5月10日提出、甲佐町農業委員会会長名でございます。以上です。

会 長
事務局

はい。それでは事務局から説明をお願いいたします。

はい。それでは説明をいたします。時間もだいぶ押しておりますので、現状については申し上げますけど先ほど●ないというところで説明したとこでございますので割愛させていただいて。活動計画にお願いしたいと思います。で、36ページのほうは先ほど説明したとおりで全然変りがございませんので、37ページの「担い手への農地の利用集積と集約化」ということで、これは先ほど会長から私たち農業委員、それと最適化推進委員さんが進めなければならない事務ですので、現状はさておいて目標というところで2番目を説明をさせていただきたいと思います。で、集積目標が72ヘクタールで、うち新規集積面積を36ヘクタールと目標を掲げております。で、活動計画としては、農業委員会として毎年行っている農地利用状況調査を基に農業経営の廃止、縮小を希望する農家の農地の把握や利用権設定の期間が満了する農地等についてリスト化を行い、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行うとともに、非農地化の対応も検討する必要があるということで、こういう計画をしていきたいというふうに考えております。それと、3番目の「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」ということで、ただいま職務代理者のほうから申されましたけれども、やはりこう、魅力がないとなかなか参入はしてこないというような御意見もありましたけれども、それはそれで、それとして国のほうで進めて行っていたきたいと思っておりますけれども、その目標の中で2番目です。で、「平成29年度の目標及び活動計画」ということで、今、参入目標として3経営体ということで参入目標面積を16ヘクタールぐらいに掲げております。で、平成29年度の新規参入者の目標としましては個人が2、法人が1社が参入できるよう、熊本県、JA等と連携しながら受け入れ態勢を整備して農地等の情報提供を図っていくというふうにしておりますので、事務局も進めていただきますけれども、先ほど会長からもありましたように皆さま方、農業委員さん、最適化推進委員さんの活動として、そういうような地域に話があったら参入促進に努めていただきたいというふうに思います。それと、38ページです。「遊休農地に関する措置」現状及び課題とありますけれども、これについても2番目の「29年度の目標及び活動計画」ということで、遊休農地のこう解消ということで、47ヘクタールというふうに目標を定めております。で、目標の設定の考え方ということで、遊休農地の所有者等に対する指導を行うとともに、地域の担い手や隣接土地所有者へ集積を推進することにより、遊休農地面積の2割程度の解消を目指すというふうになっております。それと、農地利用状況調査は昨年度はできませんでしたということで申し上げましたけれども、25名、農業委員さん、最適化推進委員さんが実施時期としては特段設けていなくて随時と

いうことにしておりますけれども、その結果を8月から9月ぐらいに取りまとめてなんらかの結論を出していけたらいいなというふうに思います。調査方法としましては水田については毎年行っておりますけれども、地域農業再生協議会の台帳を基に8月に実施する現地調査で実施すると。で、やはり畑等が非常にこう問題になりますので、畑についても中山間等直接支払制度の対象となっている農地についてはそちらのほうと連携して行くと。で、それ以外の農地について最適化推進委員さん、農業委員さん、御足労をかけますけれども一応全体調査を行うとともに1号農地のA判定に対しては非農地化というのを視野に入れるとありますので、そういう分をもうちょっとこう、昨年度していただきましたけれども、もうちょっと詳しく調べたいなというふうに考えているところでございます。で、夏は暑い時期ではございますけれども、8月から9月ぐらいにするならばというふうに考えております。その調査結果の取りまとめとして9月から10月ぐらいにしたいなというふうに考えております。それと、「違反転用への適正な対応」ということで本年度、昨年度はできませんでしたということでしたけれども、本年度においては活動計画としては、まずやっぱりできてしまってからでは、違反転用が終わってしまってからではなかなか難しいので定期的に農地パトロールを実施することにより違反転用の防止に努めると。と、違反転用となっているものについては、違反転用者へ文書による指導（中止・命令等）を行う。と、悪質なものについては、指導・勧告通知を行うとともに県へ報告を行うというふうに考えているところでございます。すいません。計画については少しく、ぼんやりしたところもあるかと思っておりますけれども、やはりこう、先ほども申し上げておりますように、皆さんたちの日頃の活動が大事です。で、また3月ぐらいには、平成30年の3月ぐらいには必ずこれを出してくださいと言いますので、いろんな皆さん達が活動した内容について記載をしていただければ、いきなり皆さんたちが提出される時に非常にらくになられるのではないかなと思います。それと、先ほど会長からもありましたけれども、これは皆さん方が農業委員さん、最適化推進委員さんとしてここに来られたから申し上げますけれども、非常にこう、甲佐町としては最適化推進委員さん、農業委員さんと報酬等は差をつけずに、報酬等の同額で活動をしていただいております。これについては県内で、おそらくほかにあるかないかちょっと分かりませんが、甲佐町だけではないかなと思います。どこの町でもやはり農業さんが少し高くて、最適化推進委員さんが少し安いと。それと今後の報酬額についても、あまり●●てばっ言うのとあれですけれども、前は〇〇円程度だったのが今度〇〇円というふうにも上げてあります。これについても会長におべっかを使うわけではありませんけれども、議会の方で活動を進めて行く、国のほうでも農地利用の最適化の推進というのが一番ですということ、そのためにやっぱり農業委員さん、最適化推進委員さんが連携を組んで

しないと、農業委員さんだけでは絶対それはできませんよということで、してありますので、なんかこう事務局でなんか偉そうなことを申し上げても失礼なんですけれども、今後皆さんたちの活動で甲佐町の農地の利用の推進が図れましたらと思いますので、活動計画の中で取り上げさせていただきましたけれども、よろしくお願いします。以上でございます。

会 長 はい。ありがとうございました。ただいま事務局から「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定について」説明がありました。先ほど議案第9号の中でも申し上げましたが、我々はですね、法律の改正により責務として農地利用最適化に取り組むとしての位置づけが、強化が図られております。ということですね、見ましても平成29年度の活動目標を決定することにより、この目標が達成できるようにしっかりとこう活動を進めて行きたいと考えております。皆さん方の御協力をお願いする以外にはないわけであります。29年度の計画（案）に対しましてもですね、なにかこう質問、御意見がございましたらお受けをいたしますけれども、なにかございませんか。意見がないようでしたらですね、「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい。全員賛成と認めます。それでは、原案どおり決定したいと思いますので、（案）のほうを消していただきたいと思います。

それでは、本日の協議はすべて終わりました。

これをもちまして、第2回定例農業委員会総会を終了します。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

1 番

2 番